

《 事務所ニュース 2018年1月号 》

岩崎社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 岩崎健志

〒 277-0032 柏市名戸ヶ谷 1-7-8-101
URL : <http://kashiwa-iwasaki-sr.com>

TEL / FAX 04-7103-8252
E-mail : info@kashiwa-iwasaki-sr.com

謹賀新年

旧年中は格別のご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます
本年もよろしくお願ひ申し上げます

平成30年 元旦

民法改正で賃金債権の時効見直し議論 (厚労省検討会)

未払い金や滞納金を請求する権利がなくなる期限（消滅時効）が、改正民法で原則として5年に統一されることを受け、厚生労働省は26日、労働基準法で2年と定められている賃金などの債権の時効見直しに向けた有識者検討会の初会合を開いた。

現行の民法では、1カ月以下の期間で支払われる給料の時効は1年とされているが、労働基準法では給料のほか残業代や休業手当、年次有給休暇などについて労働者保護のため時効を2年としている。時効期間は、会社に未払い残業代があった際にさかのぼって支払う額などに影響する。改正民法は2020年4月施行。

労災保険料率引き下げを了承（平均0・02%）

厚生労働省の労働政策審議会の部会は21日、労働者の業務上の事故などに備えて企業が負担している労災保険の料率見直しについて議論し、来年度から全業種平均で0・02%引き下げる政府方針を了承した。料率は業務内容や事故の発生割合などに応じて54の業種ごとに設定されており、3年に1度見直す。今回は31業種が据え置き、建築業など20業種が引き下げ、清掃業など3業種が引き上げになる。平均では現行の0・47%から0・45%に低下し、企業の保険料負担は年512億円軽減される。

被保険者の個人番号（マイナンバー）の 確認にご協力ください

日本年金機構では法令等に基づき、マイナンバーを活用して被保険者等の氏名及び住所変更の届出の省略

や届出の添付書類の省略等、国民の利便性の向上等を図る取り組みを進めていく予定としており、マイナンバーを収録・確認する作業を進めております。

しかしながら、日本年金機構が管理している情報（氏名、性別、生年月日、住所）と住民票に記載される情報が相違している等の理由により、日本年金機構においてマイナンバーの確認ができない被保険者が存在しています。仮に、マイナンバーが確認できている者とできない者が同一の適用事業所内に混在した場合、今後の届出等の省略ができる被保険者とできない被保険者を事業主様に管理していただく必要が生じるなど、届出事務が繁雑になる恐れがあります。

このため、日本年金機構においてマイナンバーが確認できない被保険者が在籍する適用事業所の事業主様あてに、平成29年12月中旬以降、順次「マイナンバー等確認リスト」をお送りいたしますので、被保険者のマイナンバー等を確認・記入いただき、返送いただくようご協力をお願い申し上げます。

なお、該当者がいない適用事業所の事業主様には送付されませんので、ご対応いただく必要はありません。

賞与支払届の提出について！！

年末年始は、賞与の支給をする企業も多いと思います。賞与を支給した場合は、管轄の年金事務所等に「賞与支払届総括表」及び「賞与支払届」を提出することになっています。賞与の額は、年金額の算出の基礎となりますので、忘れることのないよう注意しましょう。

業務内容

労働・社会保険の書類作成及び提出代行
給与計算サービス(月次・賞与・年末調整)

労使間トラブルの相談

就業規則等の人事制度構築

個別年金相談(老齢・障害・遺族)

各種助成金の紹介、書類作成、提出代行